

2025. 1

持ち帰り物品の運用変更のお知らせ

以前、お知らせいたしました、保険適用物品（経管栄養に関わる）の運用見直しにおきまして、以下の通りに決定致しました事をご報告致します。

2025年4月から当院の規定に基づき、保険適用物品のみに、必要数を設定させていただき、お渡しさせていただきます。

今まで、保険適用外の患者様にも物品をお渡ししておりましたが、診療報酬上の公平性を主軸に対応させていただき、対応を検討した結果、数の調整をさせて頂くと共に、間違った申請に対してもお渡ししていた事態がありましたので、くい違いのないよう申込用紙を変更致します。

経管栄養実施中の15歳以上で体重20Kg以上の患者様につきましては、急なご案内のため、準備期間を考慮させていただき、2025年3月までは、数量を減らしてお渡しさせていただきますが、2025年4月より当院ではお渡しできなくなります。ご承知おきください。

今後とも安全な医療の提供に努めてまいりますので、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

群馬県立小児医療センター 院長